

令和3年改正個人情報保護法に係る ガイドライン等について

令和3年11月
個人情報保護委員会事務局

本日のご説明する内容

I. 序論：本説明会の位置付け

1. 改正法の施行に向けた国における準備状況
2. 法体系移行への備えとご協力いただきたい事項

II. 総論：改正法とガイドライン等との関係

1. 改正法の目的
2. 改正法による権利保護の確保
3. ガイドライン等の位置付け

III. 各論：改正法の規律に関する個別論点

1. 改正法の適用関係
2. 個人情報等の取扱い
3. 個人情報ファイル
4. 開示・訂正・利用停止
5. 行政機関等匿名加工情報の提供等
6. 雑則関係
7. 委員会による監視等
8. 条例との関係

IV. 今後の検討について

I. 序論：本説明会の位置付け

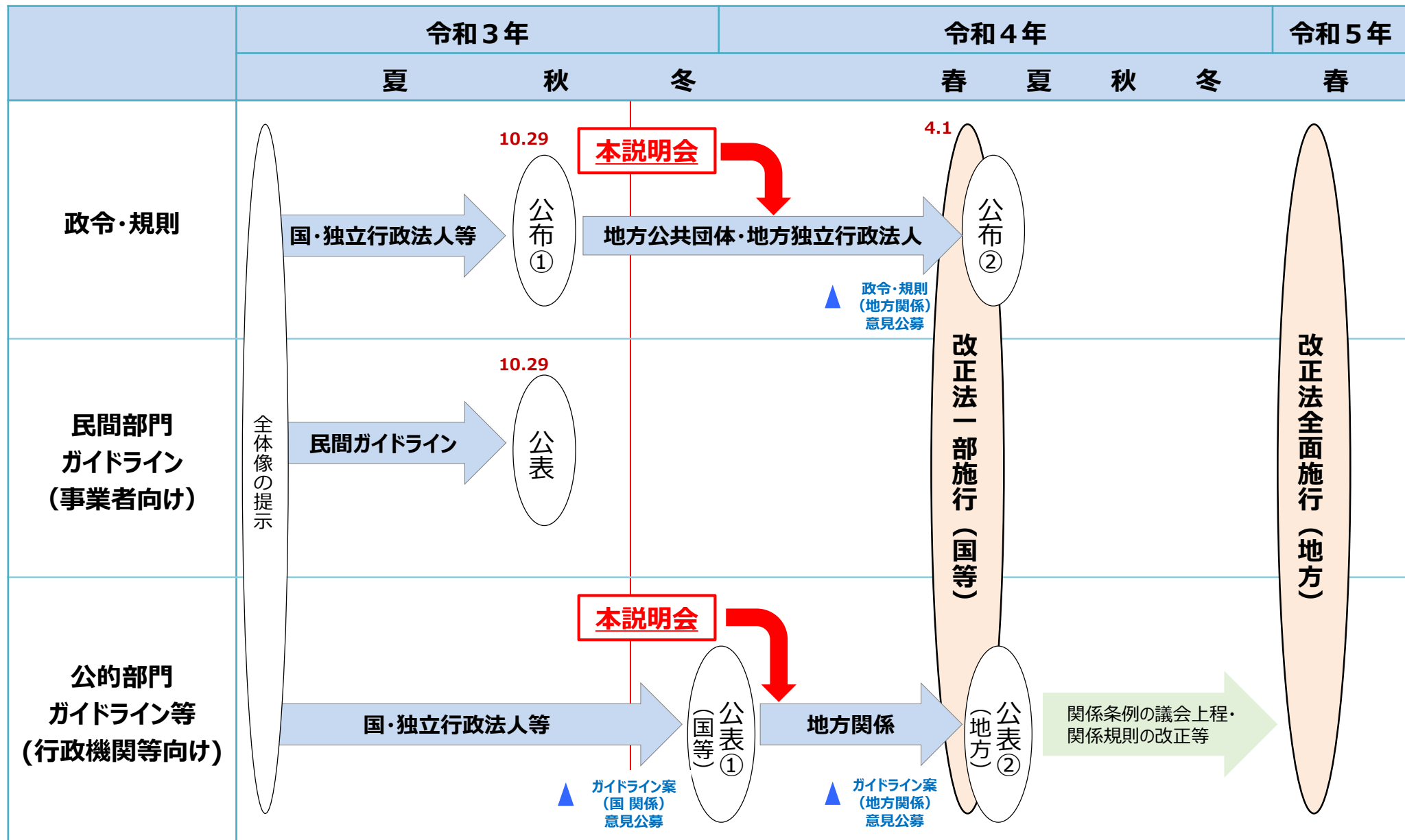
- 本資料における条文番号は、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年4月1日施行予定）
民間事業者に加えて、行政機関（国）及び独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
上記に加えて、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても個人情報保護法が適用。

1. 改正法の施行に向けた国における準備状況

- 本年5月の改正法の成立以降、令和4年4月及び令和5年春のそれぞれの施行に向けて、委員会において政令、規則、ガイドライン等の整備を進めているところ。
 - デジタル社会形成整備法第50条関係（令和4年4月施行予定）
 - 政令、規則、ガイドライン（個人情報取扱事業者向け）を10月に公布・公表済み。
 - ガイドライン（行政機関等編）については、11月29日までパブコメを実施。
令和4年明けの成案の公表を見込む。
 - デジタル社会形成整備法第51条関係（令和5年春施行予定）
 - 第50条関係で整備された政令、規則、ガイドライン等を更に改正する形で検討中。
 - 具体的改正事項としては、地方関係に特別な規律に関する規定整備のみを想定。
 - ※ 法律上、行政機関（国）及び独立行政法人と、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人とは、いずれも「行政機関等」として原則同様の規律が、適用されることとなっている。
- デジタル社会形成整備法第51条改正関係の政令、規則、ガイドライン等については、令和4年4月頃までに成案の公布・公表を目指す。

本説明会は、政令、規則、ガイドライン等の現状案（政令・規則については検討の方向性）をお示しつつ、今後の成案の策定に向けて、意見交換をさせていただいたためのもの。

(参考) 令和3年改正法の今後の想定スケジュール



2. 法体系移行への備えとご協力いただきたい事項

ガイドライン等の策定に向けた情報提供

- 委員会としては、令和5年春の全面施行に向けて、引き続きガイドライン等の策定を進めていく。
- 7月に実施した説明会に際しては、1000件弱のご意見やご質問をいただき、事務局として、地方公共団体での実務に根差した観点を取り込んで、ガイドライン等を検討するために活用。
- 今回お示しするガイドライン等の現状案に対しても、ご意見を募集することとしており、ガイドライン等の充実・精緻化のため、改めてご協力をいただきたい。

改正法を前提とした行政事務・サービスの法的位置付けの整理

- 現行の条例から改正法に、日々の行政事務・サービスにおける個人情報取扱いに係る規律が移行することに伴い、各団体が定める条例の規定状況による差異はあるものの、それぞれの事務・サービスの法的位置付けについて、改正法に照らして再整理をいただくことが必要。
- 委員会としては、ガイドライン等の策定、照会への回答などを通じて、必要な支援を行っていく。

改正法の施行に向けた条例・体制の整備

- 現在各団体において定められている条例が、1つの法に基づく共通ルールに統合されることから、程度の差はあれ、適用される「規定」の変化が必ず生じることになる。
- 今後の条例改廃等の検討に当たっては、個別規定の異同のみならず、ガイドライン等で示す法の規定・解釈・運用の全体を踏まえた検討と関係者への説明にご留意願いたい。

Ⅱ. 総論：改正法とガイドライン等との関係

1. 改正法の目的

- ガイドライン（行政機関等編）においては、「3 法の目的」として、令和3年改正法の施行後の個人情報保護法（以下「法」という。）の目的や期待される効果について解説している。
 - **個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護**
 - 独立性・政治的中立性を有する独立行政委員会であり、国際的制度調和や執行協力も担う**個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と執行の確保**
 - **デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応**（期待される効果）
 - 行政サービスの安全性・信頼性を含めた質の向上
 - 行政事務や国民の権利保護に係る統一的基準の設定と履行確保
 - 官民連携・地域間連携による政策課題解決のために必要な環境の整備
 - 国際的制度調和のための国内制度環境の整備
- **今後の条例整備や住民向け説明などの施行準備や、改正法の施行後の運用に当たっては、こうした法の目的を踏まえ、期待される効果が実現されるような対応が望まれる。**

2. 改正法による権利保護の確保

(公的部門における統一された保護水準の確保)

- **国の行政機関と同じ保護水準**を地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にも適用。

(独立行政委員会による執行体制の確保)

- **独立行政委員会である個人情報保護委員会**が、公的部門全体の規律の解釈・執行を担う。
- 個人情報保護委員会は、デジタル化・国際化が進むなか、**民間事業者における事業活動や国際的な制度動向、技術革新の進展状況などを踏まえながら、分野横断的な規律の解釈・執行**を担う。

(公的部門の規律の充実化)

- 条例や行政機関個人情報保護法など、現行の公的部門における規律に加えて、**民間部門の規律を一部取り込む形で、規律を充実化**。
- 従来の条例に存在していた一部の規定について、法による共通ルールでは採用していないものの、**法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では、必要な保護水準は確保している**。

3. ガイドライン等の位置付け

■ 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 各行政機関等において情報マネジメントを担う職員等が、改正後の法の規律について、体系的に必要な最低限の内容を理解するための資料として作成するもの。

■ 個人情報保護に関する法律についての事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）。

■ 個人情報保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

- ガイドラインや事務対応ガイドを補足し、具体的事例への当てはめ等を示すための資料として作成するもの。
- 7月以降にいただいたご質問のうち、特に考え方を広く情報提供すべきと考えたものにつき、今回の説明会においてもお示しをしている。

※なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、上記のほか、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行っていく。

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「法」という。）の規定に従い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「**個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）**」（以下「本ガイドライン」という。）を策定する。
- 本ガイドラインは、**各行政機関等において情報マネジメントを担う職員等が改正後の法の規律について、体系的に必要最低限の内容を理解することを目的としたものである**。なお、各行政機関等において個別の事務処理を担う職員の参考とするため、委員会は、別途「事務対応ガイド」や「Q&A」を始めとする資料を作成・公表する。
- 本ガイドラインの策定に当たっては、**現行の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に相当する規定がある場合には、当該規定の解釈運用を原則として踏襲しつつ**、そのような規定が存在しないものも含めて、**現下の行政機関等における個人情報の取扱いを取り巻く状況に照らし、必要な記載の追記等を行ったものである**。

【適用対象】 **行政機関**（改正後の法第2条第8項）及び **独立行政法人等**（同条第9項）

【本ガイドラインの構成】

- | | | |
|-----------------|--------------------|---------------|
| 1. 本ガイドラインの目的 | 5. 個人情報等の取扱い | 9. 雑則 |
| 2. 本ガイドラインの適用対象 | 6. 個人情報ファイル | 10. 委員会による監視等 |
| 3. 法の目的 | 7. 開示、訂正及び利用停止 | |
| 4. 適用の範囲 | 8. 行政機関等匿名加工情報の提供等 | |

Ⅲ. 各論：各規律に関する個別論点

1. 改正法の適用関係
2. 個人情報等の取扱い
3. 個人情報ファイル
4. 開示・訂正・利用停止
5. 行政機関等匿名加工情報の提供等
6. 雑則関係
7. 委員会による監視等
8. 条例との関係

1. 改正法の適用関係

- 一連のガイドライン等は、法第5章の適用を受ける「行政機関等」及び行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者に適用される。
 - 「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。（法第2条第11項）
 - 行政機関
 - **地方公共団体の機関（議会を除く。）**
 - 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。）
 - **地方独立行政法人（試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。）**

- 地方議会における個人情報の取扱いについては、法第5章の直接の適用は無いところ、自律的な対応が期待されるところであるが、個人情報保護委員会としても、総務省等とも連携しながら、適正な取扱いの確保のために必要な情報提供等を行っていく。

ガイドライン案2・4-1
事務対応ガイド案2・3-1-1

1. 改正法の適用関係（つづき）

- なお、以下の業務及び法人については、それぞれ法第4章の個人情報取扱事業者等に係る規律の一部の適用がある。（法第58条・第125条関係）
 - **地方公共団体の機関の行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務**
 - ➔ 個人情報取扱事業者等による取扱いとみなして、法第4章の一部の規定の適用がある一方、法第5章の一部の規定の適用がないものとされている。
 - **地方独立行政法人（試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものに限る。）**
 - ➔ 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者であるものの、法第4章の一部の規定の適用がない一方、地方独立行政法人とみなして、法第5章の一部の規定の適用がある。
- この点、地方公共団体の機関については、**同一機関のなかにおいて、法第5章の規定の適用のみを受ける業務と、法第4章及び第5章のそれぞれ一部の規定の適用を受ける業務が混在することになる**ところ、こうした場合における法の適用関係に関する考え方を複数のQ&A案において示している。

ガイドライン案2・4-1-1(6)
事務対応ガイド案2・3-1-1(6)

2. 個人情報等の取扱い：安全管理措置義務

- 行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。（法第66条第1項関係）
- 安全管理措置には、①**組織的安全管理措置**、②**人的安全管理措置**、③**物理的安全管理措置**及び④**技術的安全管理措置**があり、その講ずべき具体的内容は、事務対応ガイド案で示している。
- また、**サイバーセキュリティ対策との連携**、**委託先の監督等**についても留意点を明示している。

ガイドライン案5-3
事務対応ガイド案4-3・4-8

2. 個人情報等の取扱い：漏えい等報告等の対象となる事態

- 法第68条の規定に基づく漏えい等の報告等に関連して、漏えい等報告等の対象となる事態について、デジタル社会形成整備法第50条の施行時点（令和4年4月）の規則では、以下のものを規定。
 - ① **要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、本頁において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態**
 - ② **不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態**
 - ③ **不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態**
 - ④ **保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態**

- 上記に加えて、デジタル社会形成整備法第51条の施行時点（令和5年春）の規則においては、**条例要配慮個人情報を含む保有個人情報が漏えい等した場合**を、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の対象とする方向で検討している。

2. 個人情報等の取扱い：目的外利用・提供を行い得る場合

- 法第69条の規定により保有個人情報の目的外利用・提供が許容される場合については、ガイドライン案及び事務対応ガイド案において考え方が整理されている。
- 各地方公共団体においては、現行の行政事務・サービスにおける保有個人情報の利用・提供が、法第69条との関係でどの条項に基づき許容される／されないものであるか、改正法の施行までに再整理いただくことが必要。
- 個人情報保護委員会においても、今後のご意見・ご質問を踏まえながら、ガイドライン等の充実を図っていく。

ガイドライン案5-5
事務対応ガイド案4-5

2. 個人情報等の取扱い：要配慮個人情報の取得制限等について

- 現行条例の一部においては、要配慮個人情報の取得制限や個人情報の本人直接取得原則など、個人情報の取得に関する規定が存在するものの、改正法では相当する規定が存在しない。
- この点について、**法第61条第1項及び第2項**の規定に基づき、行政機関等は法令上の事務の遂行に必要な範囲でのみ個人情報を保有することができることとされているほか、**法第64条**の規定は、不正な手段による個人情報の取得を禁止している。
- さらに、**法第63条**の不適正利用の禁止や**法第65条**の正確性の確保など、一度取得した個人情報の適正な取扱いを確保するための規律が設けられている。
- これらの規定により、改正法においては、規範全体として必要かつ適切な保護水準を確保している。

ガイドライン案5-1・5-2
事務対応ガイド案4-1・4-2

3. 個人情報ファイル

- 個人情報ファイル簿の標準様式及び記載要領については、事務対応ガイド案（様式編）に示しており、ガイドライン案及び事務対応ガイド案の本文と併せて参照されたい。
- 事務対応ガイド案には、個人情報ファイル簿の作成手順や作成単位などを内容とする参考資料として、「地方公共団体における個人情報ファイル簿の作成について（案）〔令和3年11月時点暫定版〕」も添付している。

ガイドライン案6-2
事務対応ガイド案5-2・標準様式1・資料4

4. 開示・訂正・利用停止

- 開示、訂正及び利用停止については、事務対応ガイド案において、具体的な手続等についての解説のほか、標準様式を示している。

事務対応ガイド案6・標準様式2

- 開示等請求に係る本人確認の方法や、任意代理人における請求による本人意思の確認方法については、多くのご意見・ご質問が寄せられたことから、事務対応ガイド案においても解説をしつつ、複数のQ&A案においても考え方を示している。

ガイドライン案7-1-3(2)
事務対応ガイド案6-1-2-2・QA案5-3

- なお、遺族による死者の情報に関する開示請求についても、多くのご質問・ご意見が寄せられたものの、法における「個人情報」の定義と異なる前提に立ったご質問等も散見されたため、注意喚起を行う。
- 死者に関する情報は、当該情報が生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報である場合において、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当する。
- 遺族による死者の情報に関する開示請求についても、このように死者の情報が遺族にとっての「個人情報」に該当する場合に限って行うことが出来る点について注意が必要である。
- また、7月の説明会においては、今後検討を行うべき事項としていた口頭による開示請求については、法に基づく開示請求としては認められないものの、法第69条第1項や第2項で認められた範囲内で、本人に対する保有個人情報の提供が可能である旨を事務対応ガイド案において示している。

事務対応ガイド案
6-1-2-1

ガイドライン案7-1-3(1)・事務対応ガイド案6-1-2-1

5. 行政機関等匿名加工情報の提供等

- 行政機関等匿名加工情報に関する提案募集制度については、事務対応ガイド案において、具体的な手続等についての解説のほか、標準様式を示している。

事務対応ガイド案
7・標準様式3

6. 雑則関係

- 法第129条の規定に関連し、地方公共団体の機関に置く審議会等への諮問について、ガイドライン案において、個人情報取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない旨を示すとともに、複数のQ&A案において、諮問の可否その他の事項についての考え方を示している。

ガイドライン案9-4
事務対応ガイド案8-6
QA案6-1-2・7-1

- また、審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述については、法第129条との関係で妨げられるものではないものの、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない旨をQ&A案で示している。

QA案7-1-3

7. 委員会による監視等

- 個人情報保護委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。（法第156条、第157条、第158条及び第159条関係）
- 個人情報保護委員会は、各行政機関の長等から、法律の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表することとされている。（法第165条関係）
- 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。（法第166条第1項関係）
- 地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならいとされており、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が届出の対象となる。（法第167条関係）

8. 条例との関係

- 改正法の趣旨・目的に照らし、①条例で定めることが法律上必要な事項、②条例で定めることが法律上許容されている事項、③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で定めることが許容される。
- 一方、④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらないものについては、条例で定めることは許容されない。
- 条例で定めることが許容されるもの／許容されないものの具体例については、ガイドライン案において例示をしているほか、7月以降に寄せられたご意見・ご質問を踏まえ、Q&A案の関係する項目ごとに考え方を示している。

ガイドライン案11
事務対応ガイド案9-4

【①条例で定めることが法律上必要な事項】

- 本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）（QA案5-7-1）
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）（QA案6-2-1）

8. 条例との関係（つづき）

【②条例で定めることが法律上許容されている事項の例】

- 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）（QA案7-1-1）
 - ▶ 法第114条第1項第4号の「事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、必要な専門的知見を有する有識者に対して意見聴取を行う旨を定める規定（QA案6-1-2）
- 本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）（QA案5-4-1）
- 本人開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
 - ▶ 任意代理人による請求に際し、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続きを定める規定（QA案5-3-3）
 - ▶ 開示決定等の期限について、法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定（QA案5-6-1）
 - ▶ 訂正決定等を行うべき期間に上限を設け又は期間の延長に請求者の同意を要するとする規定（QA案5-8-3）

8. 条例との関係（つづき）

【③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項の例】

- 地方公共団体の内部管理に関わる規定
 - 個人情報ファイルの作成に当たり地方公共団体内部において事前通知を求める制度（QA案4-1-1）
- 法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定（QA案9-1-1）

8. 条例との関係（つづき）

【④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらない事項として条例で定めることが許容されない事項の例】

- 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定（QA案2-2-1）
- 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定（QA案3-2-1）
- 不要な保有個人情報の消去に係る規定（QA案3-2-2）
- オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定（QA案7-1-1）
- 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定（QA案5-2-1）
- 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定（QA案5-3-2）
- 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定（QA案5-6-1）
- 訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示すべき旨を定める規定（QA案5-8-1）

IV. 今後の検討について

今後の検討について

- 本日の説明会及びご提出いただくご意見・ご質問を踏まえ、個人情報保護委員会としての政令、規則、ガイドライン等の案をとりまとめ、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、令和4年4月頃の公布・公表を目指す。（一部は、事務局資料としての公表を予定。）
- 各地方公共団体においては、一連の資料などを踏まえつつ、**令和4年度中に条例の整備その他の改正法の施行に必要な準備を整えていただくことが必要。**
- 委員会においても、各地方公共団体における準備作業を支援するため、必要な人員・予算などの確保を進めているところ。

(参考) 令和3年改正法の今後の想定スケジュール

再掲

